別記様式（第十五条関係）

（縦6.0cm　横9.0cm）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

役職及び職名

氏　　　名

生 年 月 日

船員法の一部を改正する法律附則第七条第二十二項の職員であることを証明する。

年　月　日　発行

年　月　日　限り有効

顔写真

国　土　交　通　大　臣　印

（裏）

船員法の一部を改正する法律抜粋

附　則

第七条

22　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

23　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

24　第二十二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八条

4　前条第二十二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。